

議案第2号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年1月30日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（14） 略 （15） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書</u>の交付 1通につき450円 （16） 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 <u>証明事項1件</u>につき350円 （17） <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下</u>	（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（14） 略 （15） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍の記録事項を証明した書面</u>の交付 1通につき450円 （16） 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 <u>1通</u>につき350円

この号及び第20号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

(18) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 1通につき750円

(19) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき450円

(20) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

(21) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出（次号の場合を除く。）若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは同法第126条の規

(17) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の記録事項を証明した書面の交付 1通につき750円

(18) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 1通につき450円

(19) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出（次号の場合を除く。）若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは同法第126条の書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円

<u>定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u> 1通につき350円 <u>(22)</u> 略 <u>(23)</u> 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく<u>届書その他市町村長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u> 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円 <u>(24)</u> 略 <u>(25)</u> 略 <u>(26)</u> 略 <u>(27)</u> 略 <u>(28)</u> 略 <u>(29)</u> 略 <u>(30)</u> 略 <u>(31)</u> 略 <u>(32)</u> 略 <u>(33)</u> 略 <u>(34)</u> 略 <u>(35)</u> 略 <u>(36)</u> 略 <u>(37)</u> 略 <u>(38)</u> 略 <u>(39)</u> 略 <u>(40)</u> 略 <u>(41)</u> 略 <u>(42)</u> 略 <u>(43)</u> 略 <u>(44)</u> 略 2 略 (徴収の時期) 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に対する申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。	<u>(20)</u> 略 <u>(21)</u> 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく<u>届出その他の書類の閲覧</u> 1回1件につき350円 <u>(22)</u> 略 <u>(23)</u> 略 <u>(24)</u> 略 <u>(25)</u> 略 <u>(26)</u> 略 <u>(27)</u> 略 <u>(28)</u> 略 <u>(29)</u> 略 <u>(30)</u> 略 <u>(31)</u> 略 <u>(32)</u> 略 <u>(33)</u> 略 <u>(34)</u> 略 <u>(35)</u> 略 <u>(36)</u> 略 <u>(37)</u> 略 <u>(38)</u> 略 <u>(39)</u> 略 <u>(40)</u> 略 <u>(41)</u> 略 <u>(42)</u> 略 2 略 (徴収の時期及び方法) 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に対する申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者から<u>現金</u>でこれを徴収する。
---	---

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。